

平成 23 年 11 月 11 日

UDRP 手続規則改正を JP-DRP 手続規則に反映する改訂を見送る理由について

弁護士 宍戸 一樹

弁護士 加藤 恒也

UDRP 手続規則が改正され、申立書及び答弁書等の書面提出が電子化されたことなどに伴い、JP-DRP 手続規則においても上記改正の趣旨を取り入れ、より簡易・迅速に手続を進めるために必要な改訂を行う必要があるかという点について、第 2 回及び第 3 回 2011 年度 DRP 検討委員会において議論がなされたが、現状、そのような改訂を行う必要性は乏しく、JP-DRP 手続規則の改訂は見送るという結論に至った。当該結論に至った理由は下記のとおりである。

記

1. 申立書及び答弁書等の書面提出の電子化について

(1) JP-DRP の申立件数が UDRP と比較して多くないこと

そもそも UDRP 手続規則において書面提出が電子化された背景には、申立件数が非常に多いため、事務作業の効率化を図る必要性が高いという事情がある。この点、現状、JP-DRP の申立件数が UDRP と比較してそれほど多くなく、実務上特段の支障が生じていないことを踏まえれば、現時点において事務作業の効率化を図るために書面提出を電子化する必要性は高くない。

(2) 文書による送付には書面到達の安全性を担保する独自の意義があること

電子メールによる送付のみであると、誤送信によって紛争処理機関や当事者に到達しなかった場合、申立人が既に紛争処理手続が開始されているものと誤信したり、重要な書面が当事者に送付されないまま手続が進行してしまったりするなど誤送信が生じた場合の弊害が著しいが、文書による送付も併せて行うということであれば、申立書等の到達はほぼ確実に担保されることになり、電子メールによる送付と併せて文書による送付を維持することには、書面到達の安全性を担保するという独自の意義がある。

(3) 小括

上記のとおり、文書による送付には書面到達の安全性を担保する独自の意義があるところ、現状、このような意義を失わせてまで書面提出の電子化を図る必要性は乏しく、電子メールによる送付と併せて文書による送付を求める現行方式を維持するのが相当である。

2. 電子署名¹の採否について

(1) 文書による送付を維持する場合には電子署名を導入する必要性が乏しいこと

電子署名を要求する趣旨は、提出書面の偽造防止や発信人を特定することにあると考えられるが、文書による送付を維持する場合には、文書に記名・押印があるため、敢えて電子署名を要求する必要性は乏しい。

(2) WIPOの実務運用上、使用されている電子署名の証明力が低いこと

文書による送付は維持した上で、新たに電子署名という方式を導入することもあり得るが、UDRP 手続規則を実践する紛争処理機関たる WIPO において用いられている電子署名は、手書きで署名した箇所を含む印刷体の申立書のページを画像読み取りして PDF 化したものなどが多く、ここで想定する「電子署名」に該当するような電子署名を用いた書面は実務上、一件も見られないとのことである。

上記の程度の証明力しかない電子署名であれば、敢えて導入する必要性は乏しい。

(3) 電子署名の導入に多大なコストを要すること

現実的に電子署名を導入する場合には、金銭的成本や利用者への多大な負担を要することになる。

(4) 小括

以上より、電子署名の導入には多大なコストを要するところ、そのようなコストを要してまで電子署名を導入しなければならない必要性は認められず、また、WIPO においても証明力が高い電子署名を導入するという方策は採用していないことも踏まえれば、現状、敢えて電子署名を導入する必要はないと考えられる。

3. 送信ファイルサイズの上限設定について

現在、紛争処理機関である日本知的財産仲裁センターにおいて、送信ファイルサイズに技術上の制約はなく、送信ファイルサイズの上限を設定する実務上の必要性は乏しい。

もともと、将来的に申立書等の提出が電子申立に一本化された場合には、センター事務局において印字・製本業務等の負担が生じる可能性があり、ファイル容量や字数制限の要否について改めて検討する必要がある。

4. 結論

以上の理由により、UDRP 手続規則改正を JP-DRP 手続規則に反映する改訂は見送るという結論に至った。

以上

¹ 認証レベルのもの、すなわち、デジタル文書の正当性を保証するために付けられる、暗号化された署名情報のような電子署名を想定している。